

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

② 施設・事業所情報

名称：キッズガーデン横浜磯子	種別：認可保育所	
事業所代表者氏名：小野田梨沙	定員（利用人数）： 72名	
所在地：神奈川県横浜市磯子区磯子3-3-22		
TEL：045-367-8591	ホームページ： https://www.kidsgarden.co.jp/facility/yokohamaisogo/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2018年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 Smile Project		
職員数	常勤職員： 16名 非常勤職員 11名	
専門職員	保育士 10名	
	栄養士 2名	
施設・設備の概要	（居室数）	施設・設備の概要
	保育室6	子どもトイレ3
	遊戯室0	大人トイレ2
	更衣室2	園庭 有
	事務室1	
	調乳室1	

② 理念・基本方針

～笑顔が輝く社会のために～

保育園は「子どもたちのために」「保護者の皆様のために」「地域のために」存在します。

専門性の高い保育・幼児教育、個々のご家庭に寄り添った子育て支援を通じて、子どもたち、保護者の皆様が日々輝く笑顔に満ち溢れる保育施設の運営に努めます。また、地域社会、地域住民の皆さんとの関わりを大切にしたい園運営を行うことで、園を起点に地域全体が輝く笑顔に満ち溢れる事ができるよう、貢献していきます。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

独自のプレッププログラムで、非認知能力を養う。キッズアスレや英語など様々な経験を通し、子どもの自主性を重んじます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年4月21日（契約日） ～ 2026年3月5日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（2021年度）

⑥ 総評

◇特長や今後期待される点

○園独自のカリキュラムを導入し、子どもの自主性と非認知能力を育てています
園では、独自のカリキュラムを通して、子どもの自主性と非認知能力を育む保育を実

践しています。プレッププログラムでは、制作や知育のマニュアルを活用し、子どもが自ら考え、挑戦し、表現する力を伸ばしています。キッズアスレ（運動遊び）では、合図に合わせて立ち上がり走ったりする活動を通して、バランス感覚や反応力を養っています。また、英語あそびや食育活動など多彩な体験を取り入れ、探求心や協調性が自然に育まれる環境を整えています。活動の様子はドキュメンテーションで保護者と共有しており、園と家庭が一体となって子どもの成長を見守る体制を築いています。子どもが安心して学び、保護者が信頼して預けられる園づくりを大切に、「選びたくなる園」を目指して保育サービスの質の向上に取り組んでいます。

○職員の連携と継続的な学びによる保育体制を確立しています

園では、日々の「昼礼」や「申し送り表」に加え、必ず口頭での引き継ぎをおこなうことで、担任以外の職員も子どもの様子を把握し、園全体で一貫した保育を実践できる体制を整えています。職員は、年間研修計画にもとづき非常勤職員にも研修機会を設けるなど、園全体の専門性の向上を支える仕組みを確立しています。これらの取り組みにより、職員間の連携と学びの文化が根つき、子どもにとって安心できる保育環境を実現しています。

○さらなる保育の質の向上や職員のスキルアップが期待されます

園では職員一人ひとりのスキルアップや保育の質の向上を目的として、職員にできる限り研修機会を与えられるような取り組みや、保育実践の振り返り、職員自身の自己評価などをおこなっています。振り返りにおいては、子どもを中心に考え、子どもの視点ではどのように感じたかということに特に意識しています。このような取り組みを継続的に実施して経験を積んでいき、職員間のコミュニケーションもより増やしていくことで、今後は今よりもさらに保育の質を向上させていくことが期待されます。

○効率化や適正化を図り職員がより働きやすい環境を整備していくことが期待されます

園ではICTを活用した職員間の情報共有や事務作業の効率化を図っています。シフトの調整による研修参加への配慮や希望どおりの休暇が取得できるような取り組みや、園長が積極的に職員へ声かけをおこなって状況を気に掛けるなどをして、職員が働きやすい環境となるように努めています。開園から5年以上が経過して施設の立ち上げ時期が過ぎたため、改めて業務内容や分担の一つひとつを見直し、効率化や適正化を図ることで、職員がより働きやすい環境を整備していくことが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

園の保育理念に基づいた取り組みや、日々の実践を振り返り、職員間で共有しながら改善につなげてきた取り組みが評価として表れていることを前向きに捉えています。今後も評価結果を活かし、保育の質のさらなる向上と、信頼される園運営に努めてまいります。

保護者の皆様、今回は調査にご協力いただき、ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：キッズガーデン横浜磯子

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>職員向けの法人ハンドブックや、園独自で作成している保育マニュアルなどに理念や基本方針などを明文化し、職員への周知をしています。保護者への周知は、重要事項説明書による説明や、園内への掲示を行っています。職員も保護者も情報共有システムを使用していつでもマニュアルや重要事項説明書を閲覧することができます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>区の園長会や地域子育て支援拠点との話し合いを通じて、情報や地域ニーズを収集し、職員会議などで周知を図っています。収集したニーズに合わせて、見学時の保育体験を実施するなど、地域に開かれた保育園を目指した具体的な取り組みを行っています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>経営課題を明確化し、具体的な取り組みを進めることで、解決・改善を図っています。法人本部の職員が定期的に園を巡回し、経営環境や保育の内容、組織体制や職員体制などの現場の状況を直接把握しています。さらに、法人からの回覧などを通して、経営状況や改善すべき課題について職員に情報共有し周知を図っています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針の実現に向けた目標を明確にした中長期計画を策定しています。この計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容で構成されています。策定された中長期計画は、職員全体に周知しています。年度末に振り返りを実施して次年度の計画に活かしています。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中長期計画で定めた保護者との関係づくりや食育計画は、単年度の事業計画や保育計画に適切に反映しています。年間のカリキュラム、食育、保健などの各保育計画に加え、避難訓練計画や研修計画もバランスよく組み込まれ、総合的な保育の質向上を目指し実行しています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は法人本部が主体となり作成し、年間指導計画は担任が作成しています。作成された保育計画の内容は、職員会議や日々の昼礼を通じて職員間で共有しています。また、計画の評価・見直しや次月の計画作成を行う際には、職員会議に加え、月1回のクラス会議や乳児・幼児会議で共有・周知しています。さらに、保育所保育指針の勉強会を定期的実施し、専門性の向上と共通理解を図っています。</p>	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>園の事業計画は、園全体の連絡帳アプリ導入や設備の修繕などの運営面と年間行事計画や教育的分野の導入などの保育面の両面で計画を策定しています。年間行事計画や園の取り組みの見通しは、情報共有システムでの配信や入園前説明時に詳細を説明しています。また、保育内容と子どもの成長の姿をクラス前掲示で保護者に周知しています。意見箱や面談を通じて職員や保護者の意見をくみ取り、地域行事への参加などを通して、地域に根差した園運営を目指しています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価は年3回、Webを用いて実施しています。実施された自己評価の結果にもとづき、園長が定期的に分析・検討をおこないます。その上で、面談を実施し、評価結果を本人にフィードバックすることで、職員の自己理解を深め、保育の質の向上と個人の成長に繋げています。</p>	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>園の自己評価には課題と改善策を明確に記載し、保護者に周知しています。この課題と改善策の実施状況については、職員面談や職員会議で問題提起から解決までをおこない、全職員で取り組みます。さらに、運営委員会等で保護者や現場職員の意見を聞き、福祉サービスの質の向上に向けた改善策を本社と相談しています。次回の運営委員会や職員会議で周知し、継続的な改善サイクルを確立しています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、毎日の昼礼や職員会議、事務所への掲示を通じて、自身の役割を明文化し周知しています。職員の職務分掌も掲示などで明確化し、個別の面談を通じて一人ひとりの役割分担を詳細に説明しています。また、災害や有事の際、園長不在時の権限委任について、指示系統と連絡方法を職員会議などで明確にし、保護者へは重要事項説明書に記載することで、周知を図っています。</p>	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法令遵守の徹底のため、法人主催と横浜市主催の勉強会や研修に積極的に参加しています。職員が遵守すべき法令等に関する正しい理解を深められるよう、関連するマニュアルは事務所に保管し、必要な時にすぐに手に取れる環境を整備しています。また、法令や基準の遵守については、職員会議などで繰り返し全職員に周知しています。</p>	

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長は、保育書類の確認、会議参加、保育の見回りなどを通じて、保育の質の現状を把握しています。この課題把握にもとづき、園内研修の充実を図り、質の向上を目指しています。さらに、園内や本部内で分野別研修を開催し、職員の専門性を高めています。職員の意欲向上と教育・研修の充実のため、キャリアアップ研修や横浜市主催の研修会にも積極的に参加する体制を整えています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 各クラスの課題と改善策への取り組みは、クラスの巡回を通じて、園長が保育に実際に入り、状況を直接確認しながら進めています。改善は、会議や日頃の会話の中から導き出されます。また、法人本部との連携を密にしており、園長会議や法人本部職員の巡回などを通じて、園の状況や課題、本部と共に進めている事業について情報共有を行うことで、組織全体で一体となった運営と課題解決を図っています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 必要な福祉人材・人員体制の基本的な考え方と、確保・育成に関する職員採用方針が確立しています。これにもとづき、保育専門職の配置や人材採用、育成計画、研修受講計画などが具体的に策定・実施しています。これらの計画にもとづいた人材の確保と育成が実施されており、法人および保育所として効果的な採用活動などは法人本部が主体的に対応しています。	
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 職員からの意見を吸い上げる仕組みを確立し、現場から挙げた具体的に必要な事項については、法人本部へ速やかに報告する体制を整えています。また、職員の自己評価は年に3回の実施時期を定めておこない、評価期間に合わせ、園長による面談も年3回必ず実施します。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント> 職員の就労状況や意向を把握した上で、シフトに適切に組み込むことに努めています。また、職員が働きやすい職場を作るため、毎日の会話を大切に、健康状態の把握に努めています。意見を出しやすい指示系統を構築し、業務分担の分散を図ることで、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮しています。さらに、福利厚生の実施にも取り組み、職員が意欲的に長く働ける環境づくりを進めています。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> 園として期待する職員像を明確にし、この目標達成に向け、一人ひとりの特性に合わせた職員育成計画を作成しています。計画にもとづき、5月に個人目標を立て、上半期・下半期の節目でそれぞれ振り返りをおこないます。また、園長が都度面談を実施しています。	

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 教育・研修に関する基本方針と計画を策定し、これにもとづき研修を実施しています。策定された計画の評価と見直しは、必要に応じて都度実施するほか、上半期と下半期には必ず行い、継続的な改善を図っています。さらに、研修内容やカリキュラムの評価と見直しについては、月に一度、管理職会議などで行うことで、研修が常に現場のニーズに合致し、効果的なものとなるよう、質の維持・向上に努めています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 職員一人ひとりの専門資格などの取得状況を本人確認し周知し、その情報をキャリアアップ研修などの計画に反映しています。新任職員が入職した際には、教育担当の職員を1人配置し、疑問点をリアルタイムで解決できる体制を整えています。また、外部研修への参加は、職員からの申し出後に職員間で周知し、職員の希望に合わせてシフト調整を行うなど、研修参加を積極的に支援・配慮しています。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 実習生などの受け入れに関するマニュアルや体制を整え、希望があれば受け入れます。実際に受け入れる際には書面による注意事項などの説明をして、安全面に配慮した取り組みとなるようにします。</p>	

3 運営の透明性の確保

<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園では、運営の透明性を確保するため、保育所の事業内容や財務状況などに関する情報の適切な公開に取り組んでいます。この情報公開の主な対象は保護者としており、公開手段の基本としてアプリを使用しています。アプリを通じて迅速かつ容易に情報を共有することで、保護者との情報格差を解消し、園運営への理解と信頼を深めることを目指しています。</p>	
<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 事務、経理、取引に関するルール、職務分掌、権限、責任を定めたマニュアルは、見やすい場所に保管し、職員に周知を行っています。運営の適正化を図るため、年1度の横浜市監査に加え、法人主催の園運営監査を定期的実施しています。これらの監査で出た指摘事項や課題については、職員会議を通じて全職員に周知し、改善策を共有することで、組織として法令やルールを守る意識の向上に努めています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園では、地域ケアプラザ、横浜美術館、横浜こども宇宙科学館など、外部訪問を積極的に行うことで、子どもたちの経験の幅を増やしています。また、小学校との交流を通じて、就学への期待を高める取り組みを実施しています。さらに、園見学や子育て支援事業を充実させ、保育体験の機会を提供することで、地域との関わりを深め、開かれた保育園として地域に貢献しています。</p>	

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> ボランティアなどの受け入れに関するマニュアルや体制を整え、希望があれば受け入れます。実際に受け入れる際には書面による注意事項などの説明をして、安全面に配慮した取り組みとなるようにします。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b
<p><コメント> 園では、消防署、警察署、病院、支援センター、嘱託医などの所在地と電話番号の一覧を、掲示や職員会議を通じて全職員に共有しています。また、避難訓練や不審者訓練では、年1回は消防署や警察署との連携訓練を実施しています。虐待や育児不安など支援が必要な保護者に対しては、掲示やパンフレットを利用して相談窓口などの情報を共有し、必要なサポートが受けられるよう努めています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b
<p><コメント> 園では、地域の福祉ニーズなどを把握するための具体的な取り組みとして、運営委員会を定期的実施しています。この運営委員会には、第三者委員や町内会の方々にもご参加いただき、地域からの客観的な意見や期待、および最新の地域情報を収集しています。これにより、地域が抱える子育てや福祉に関するニーズを多角的に把握し、園運営や地域子育て支援事業に反映させるための情報共有と連携体制を強化しています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p><コメント> 園では、地域の福祉ニーズにもとづき、公益的な事業・活動を積極的に行っています。具体的には、地域子育て支援事業として、地域の方々を対象とした園見学、保育所体験、および育児相談を実施し、地域の子育て家庭への支援を充実させています。また、住民の安全・安心のための備えとして、園内にAEDを設置しており、緊急時の対応能力を高めるとともに、地域住民の方々の安心にも貢献しています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	第三者評価結果
<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園では、子どもを尊重した保育に関するマニュアルや手引きを整備しています。これにもとづき、職員会議などで定期的に勉強会を実施し、実践力を高めています。また、子どもの尊重と基本的人権への配慮を徹底するため、不適切保育撲滅会議を行い、職員間の共通理解を図っています。さらに、子どもの人権や文化の違いを尊重する心を育む保育として、人種の違う子どもとの触れ合いを通じて、文化の違いを知り、共有する具体的な取り組みを進めています。</p>	
<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
<p><コメント> 園では、子どものプライバシー保護の理解を徹底するため、同意書にもとづき、個人情報外部に出さないように職員への周知を行っています。また、オムツ交換や着脱、水遊びなどの場面では、プライバシー保護と羞恥心への配慮として、環境を工夫し、プライベートゾーンを見せないようにしています。戸外活動でも裸にならないよう配慮しています。プライバシー保護に関する取り組みは、アプリや同意書を通じて保護者にも周知しています。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> 園では、理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性を紹介する資料を、区役所や子育て支援拠点などに設置し、広く情報提供を行っています。資料の内容は、誰にでもわかるよう、園の具体的な活動が全面に出るように工夫しています。また、園見学は随時設定しており、見学と合わせて保育体験も可能です。来園者が園内を自由に見て回れるシステムを採用することで、開かれた園の姿勢を示しています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> 入園決定から毎年、3月初旬もしくは2月末に入園説明会を実施し、その後個別面談を設けて詳しい話をしています。この面談時に、重要事項説明書の同意書など必要な同意の記録を取得しています。特に配慮が必要な子どもの保護者に対しては、園長と担任が必ず面談を行い、子どもの特性や詳細を正確に把握することで、子どもに合わせた適切な対応ができる体制を整えています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 園では、退園や転園時に保護者から求めがあった場合、保育の記録の情報提供を行っています。これは卒園後や退園後も同様に継続して実施しており、保護者が必要な時にスムーズに情報を得られるよう配慮しています。さらに、利用終了後も継続した支援として、卒園児や退園児を園の行事に招待するなど、園との繋がりを維持するための取り組みを行い、子どもたちや保護者への継続的な見守りや地域との関係づくりに努めています。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 園では、子どもの成長と発達を把握し、職員同士が相談して保育環境の整備を交代で行っています。保護者アンケートを行事後や年度末などに実施し、定期的に意向や要望を把握して利用者の満足度を調査しています。また、年に1回の個人面談と必要に応じた都度面談、年2回の保護者会を実施しています。これらの情報をもとに、保育園でしか経験できない活動が行えるよう工夫し、質の高い保育を目指しています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> 園では、苦情解決の体制と仕組みが確立されており、掲示と情報共有システムを通じて保護者に周知する取り組みを行っています。これにより、苦情解決の仕組みが適切に機能しています。具体的に苦情を受けた際には、その内容と対応策を職員会議などにて職員間で速やかに周知します。この一連のプロセスは、苦情の背景把握と再発防止に繋げるとともに、透明性の高い解決を促進し、保護者との信頼関係の維持・向上に努めています。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 園では、保護者の意見を継続的に聞くために、意見箱を設置し、声を吸い上げる仕組みを整備しています。収集した保護者からの声や相談、意見は、運営委員会の場で確認・話し合いがおこなわれます。また、園内で検討を重ねた上で、改善策や対応を運営委員会で保護者へフィードバックしています。同時に、集まった相談や意見は職員会議で全職員に周知し、日常の保育や園運営の改善に活かすサイクルを確立しています。	

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	---

<コメント>
園では、子どもや子育てに関する悩みについて、保護者が気軽に相談できる環境を整備し、面談を適宜実施することで、組織的かつ迅速な対応に努めています。また、保護者の要望や意見を収集する仕組みを設けています。収集された意見は、運営委員会の場で確認・共有されます。これにより、保護者の声を運営に反映させ、サービスの質の向上と、より円滑なコミュニケーション体制の構築を図っています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

<コメント>
園では、怪我や嘔吐などの緊急時の連絡系統として横浜市のマニュアルを使用しています。ヒヤリハットは週に1つ必ず提出し、上半期・下半期で各自が振り返りを実施することで、事故予防に努めています。また、社会的な事件や事故から学び、市からの周知やニュースで得た情報を職員間で議題にあげ、子どもの安全な環境作りに活かしています。さらに、AED研修や年1回磯子消防署の方による講習会を実施し、緊急時対応能力の強化を図っています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>
園では、感染症マニュアルを策定し、職員会議で全職員に周知しています。このマニュアルは、定期的に内容の読み合わせや見直しを実施することで、常に最新の情報に基づいた適切な対応が取れるようにしています。また、園内で感染症が発生した際には、感染状況を掲示するとともに、情報共有システムを利用して保護者に向けて速やかに配信し、情報共有の迅速化と、家庭内での感染予防対策への協力を促す体制を確立しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>
園では、災害や深刻な事故に備え、事業継続計画を法人本部が主体となり策定しています。この計画にもとづき、緊急時の役割分担について職員会議で全職員に周知し、体制を確立しています。また、備蓄品の管理は園長と清掃員が担当し、適正な維持に努めています。さらに、近隣の消防署や警察署と連携し、消火訓練や防犯訓練などを定期的実施することで、職員の緊急時対応能力の向上を図り、子どもの安全確保に万全を期しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 第三者評価結果

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

<コメント>
園では、マニュアルを書庫と休憩室に保管し、職員が自由に手に取って見られる環境を整備しています。子どもの人権擁護を徹底するため、月1回の不適切保育撲滅会議を実施し、子どもの人権について改めて考える機会を設けています。また、自己の保育を見直したり評価したりする機会を月1回のクラス会議で設け、改善策について園長を含めて話し合っています。これにより、子どもの人権尊重と保育の質の継続的な向上に努めています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	---

<コメント>
園では、標準的な実施方法の見直しを行う仕組みを組織的に確立しています。この仕組みのもと、定期的に現状を検証し、必要な見直しを実施しています。具体的には、保育の手順などのマニュアルに関して、定期的に見直しや評価・反省を行い、改善を継続しています。見直しによって決定された最新の内容や改善点は、週案や月案といった具体的な保育計画に速やかに反映されます。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

園では、アセスメントにもとづく指導計画が適切に作成され、主任が必ず確認しています。この計画や子どもの状況は、子どもの理解を深めるために昼礼で全職員に周知されます。また、子どもや保護者のニーズを具体的に把握し、指導計画に活かすため、関連情報を職員会議で共有しています。特に配慮が必要な子どもに対しては、個別の指導計画を作成し、全職員が共通理解を持って、きめ細やかな指導と支援を実施しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

園では、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しています。全体的な計画の作成は法人本部が担当し、年間指導計画の見直しは、まず担任が実施した後に主任が確認を行い、内容の適切性を確保します。特に、見直しが必要な各種指導計画については、主任が個別に担任を指導する体制を整えています。これにより、計画の実行と評価、改善のサイクルを確立し、職員の指導力向上と保育の質の継続的な向上を図っています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

園では、子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有しています。子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、幼児クラスは4期に分けた経過記録で、乳児は毎月の個別計画に記載します。個人の記録の記入については、主任から書き方講座を開き、職員周知を徹底しています。早番・遅番の伝達事項は申し送り表の活用や、昼礼を毎日行うことで情報を共有し、ICTや職員伝達ノートも活用し、連携を強化しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

<コメント>

園では、子どもの個人情報の保護を徹底するため、その保管場所を鍵のついたキャビネットとし、持ち出しを禁止し事務所内での閲覧のみとしています。個人情報保護の不適正利用や漏洩を防ぐため、鍵のついた箇所での保管を厳守しています。記録管理の責任者は園長であり、全職員に責任の所在を明確にしています。また、写真や動画の取り扱いなど、情報利用に関する事項については保護者から事前に同意書を得て、適正な運用に努めています。

第三者評価結果

事業所名：キッズガーデン横浜磯子

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は保育所保育指針などの趣旨をふまえ、本部が姉妹園共通の方針として策定しています。園ではその内容に、地域行事への参加や子育て家庭との交流を加え、子どもが地域社会と関わる機会を積極的に設けています。また、保育内容だけでなく、社会的責任や人権尊重、情報保護など、事業運営において大切にすべき事項も明記しています。職員は、全体的な計画を全員で確認し、保育指導計画や食育計画に反映しながら、養護と教育が一体となった保育を実践しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では、衛生管理や環境整備のリーダーを中心に、子どもが清潔で安全に過ごせる環境づくりに取り組んでいます。保育室は窓からの自然光が差し込み、季節や天候に合わせて室温や換気をこまめに調整し、子どもが快適に過ごせる環境を維持しています。机や椅子は木製家具を用いて、子どもの成長に合わせて高さを調整することで、安定感のある落ち着いた環境を整えています。床にはやわらかい素材を採用し、扉には手を挟まないよう隙間を設けるなど、安全面に配慮しています。また、清掃員を中心に園内を整理整頓し、玩具や備品は日々消毒を徹底しています。廊下や階段には季節に合わせた装飾で、子どもや保護者が楽しめるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では、子ども一人ひとりの個性を尊重し、保護者とのやり取りを通して家庭での生活や様子を把握しています。日々の保育では、保育者が子どもの表情やしぐさから気持ちを汲み取り、安心して過ごせるよう、ゆっくりと肯定的な声かけをしながら関わっています。また、職員会議では、クラスの取り組みや子どもの様子について情報共有を行い、他クラスの職員が感じた気づきを伝え合うなど、職員全員で子どもの成長を見守る体制を整えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では、日々の生活のなかで基本的な生活習慣を身につけられるよう、「一日の保育の流れ」に沿って着替えや手洗い、うがいなどの習慣化を目指しています。保育者は、絵本を活用して着脱や手洗いなどを視覚的に伝え、子どもの「自分でやってみよう」という気持ちを尊重しながら、さりげなく援助しています。保護者とは、連絡帳アプリや送迎時の会話を通して園と家庭での様子を共有し、トイレトレーニングでは一人ひとりのタイミングに合わせて家庭と連携しながら進めています。園だよりでは、生活習慣の獲得や生活リズムを整えることの大切さを伝え、家庭と連携して継続的に援助しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室にはキッチンコーナーや、年齢に合わせた絵本や玩具を種類ごとに整理し、自由に選んで遊べるようにしています。製作活動と戸外活動をバランス良く取り入れ、遊びに集中できる時間を大切にしています。戸外活動では、保育のねらいを明確にしながら、ボール遊びや縄跳びなど身体を十分に動かす遊びを取り入れており、子どもたちは季節の変化を感じながら活動を楽しんでいます。さらに、園独自のカリキュラム「キッズアスレ(運動遊び)」では、年齢に応じてバランス能力や反応能力など活動の目的を明確に取り組んでおり、保育の様子はドキュメンテーションを掲示し、保護者と共有しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は、食事をする机上スペースと、クッションマットを敷いた遊びやひるねのスペースに分かれ、生活の流れに沿って落ち着いて過ごせる環境を整えています。玩具は子どもの目線に合わせて配置し、色や形、感触の異なるものや壁面玩具を取り入れることで、自由な探索活動と感性の育ちを促しています。また、玩具の大きさは4センチ以上にし、定期的な消毒を徹底することで安全に遊べる環境を整えています。保育者は、子どもの表情や発声、しぐさに応じて優しく声をかけ、応答的な関わりを大切にしながら愛着関係を築いています。保護者とは日々のやり取りを通して、家庭での生活リズムや安心感が園の生活に自然につながるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、1・2歳児の「自分でやってみたい」という意欲を尊重し、子ども一人ひとりの発達段階に合わせた環境づくりと丁寧な関わりを大切にしています。保育者は、子どもの気持ちに寄り添いながら、成功体験を重ねられるようさりげなく援助し、子ども同士の関わりでは気持ちを代弁したり仲立ちをしたり、安心して過ごせるよう支えています。保育室には、キッチンコーナーやブロック、レール遊びセットを子どもが自分で取り出せる場所に配置し、主体的に遊べる環境を整えています。保護者とは、連絡帳アプリで情報を共有し、保育室の入口にはクラス目標や活動のドキュメンテーションを掲示して伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、3・4・5歳児それぞれの発達段階に応じた保育目標を設定し、子どもが主体的に活動できる環境を整えています。運動会では、ボール遊びを好む子どもが多いことから、競技に玉入れを取り入れるなど、子どもの興味や意欲に応じて内容を工夫しています。夏まつりでは、出し物や役割を子ども同士で話し合いながら決め、友だちと協力して主体的に活動を進めています。保育者は、集団のなかで発言することが苦手な子どもに寄り添い、得意なことや関心のある分野を見つけて自信につながれるよう援助しています。保護者には、ドキュメンテーションで活動の様子を共有し、保育参観や行事を通して子どもの成長を見ていただく機会を設けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画には、障がいのある子どもへの配慮と支援が示されています。園内はバリアフリー設計で、廊下や保育室も十分な広さを確保し、安全に過ごせる環境を整えています。保護者とは面談を通して家庭での様子を共有し、子どもが戸惑うことがないように、園と家庭が一貫した対応ができる個別支援計画を作成しています。保育者は、研修を通して障がい特性や支援方法への理解を深め、職員会議で情報を共有しながら、子どもが安心して自分らしく過ごせるよう保育に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では、長時間にわたる保育のなかで安心して過ごせる環境を整えています。朝夕の合同保育では、保育室をパーテーションで区切り、乳児が落ち着いて過ごせるスペースを確保するなど、異年齢の子どもと一緒に過ごせるよう工夫しています。夕方の疲れが出やすい時間帯には、保育者とスキンシップを取り子どもが安心して甘えられる雰囲気大切にしています。職員間の引き継ぎは、昼礼と申し送り表に加えて必ず口頭で確認し、認識のずれが生じないように徹底しています。また、保護者には担任以外の保育者からも子どもの様子を伝えるようにしており、信頼関係を築きながら家庭と園が連携して子どもの生活を支えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画では、小学校就学を見据えた連携と教育を5歳児の重要な目標として位置づけています。日々の保育では、自分でできることを増やし、基本的な生活習慣を身につけながら、自分の気持ちを言葉で伝える力を育てています。遊びや行事では、友だちと協力して活動を進めることで、社会性や自立心を育てています。保育者は、幼保小連携会議に参加し、小学校への円滑な接続に向けた情報共有や課題整理を行っており、小学校訪問では1年生や5年生との交流を通して、子どもが就学への期待や意欲をもてるよう取り組んでいます。保護者には個人面談や保護者会を通して、就学後の生活を見通せるよう情報提供をしています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登園時に、保護者からの聞き取りや連絡帳アプリを通して子どもの体調を確認し、申し送り表に記録して職員全員で共有しています。降園時の様子も同様に記録し、翌日の受け入れ時に確実に引き継げる体制を整えています。毎月の身体測定結果は連絡帳アプリで保護者と共有しています。午睡時には、うつぶせ寝になるとアラームが鳴るセンサーを用いて、職員がそばで見守っており、職員会議では、SIDSに関する知識やチェック方法を定期的に確認し、意識の定着を図っています。保護者には、園だよりや保健だよりを通して、子どもの健康管理や生活習慣に関する情報を伝えています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>内科健診と歯科健診は、嘱託医により年2回実施しています。実施前には園だよりで日程と内容を保護者に周知し、健診結果は書面で報告しています。家庭での健康管理に役立てられるよう説明を添え、必要に応じて園または嘱託医が保護者の質問に応じる体制を整えています。園では、子どもの健康に関する情報を児童票で管理し、一人ひとりの健康状態や既往歴、予防接種の状況を継続的に把握しています。職員間で情報を共有し、日々の保育に反映することで、子どもの体調変化に早期に気づき、適切に対応できる体制を整えています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、食物アレルギーのある子どもが安心して食事をとれるよう、保護者、園長、栄養士、担任が面談を行い、医師が作成した「生活管理指導表」にもとづいて対応しています。給食時には誤配膳や誤食を防ぐため、アレルギー対応の食器は色を分け、他の食材が混ざらないよう席を離して提供しています。保育者は、研修や給食会議を通してアレルギー対応に関する知識を深め、エピペンの管理や緊急時の対応方法を保育室内に掲示し、迅速かつ的確に行動できる体制を維持しています。園全体で子どもの安全を最優先に考え、日々丁寧な取り組みを続けています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、子どもが食事を楽しみながら食習慣を身につけられるよう、年齢別の食育計画を作成しています。毎月の食育活動では、野菜の皮むきや包丁を使ったクッキング体験、魚の解体を見学するなど、実際に食材に触れる体験を通して、食への興味を深めています。幼児になると「お当番活動」（給食の配膳や片付け）を通して、食への関心や協力する姿勢を育てています。給食では、陶器の食器を使用し、落ち着いた雰囲気の中で「食べることを楽しむ」ことを大切にしています。保護者には、家庭で作りやすいレシピを給食だよりで紹介し、玄関にその日の給食を展示して、メニューや食事量を実際に見ていただけるようにしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>園では、子ども一人ひとりの体調や発育状況に配慮し、安全でおいしい食事の提供に努めています。体調不良時には、食材を細かく刻み、牛乳を麦茶に変更するなど状況に応じた対応をしています。毎月の給食会議では、喫食状況をもとに食べやすさや嗜好の傾向を分析し、献立の改善につなげています。献立には郷土料理や多国籍料理を取り入れ、食文化の多様性に触れながら、食への興味を広げる機会を設けています。調理室では、衛生管理を徹底し、配膳カートが到着後は速やかに配膳を行うなど、温かい食事を提供する体制を維持しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 日々の送迎時には、保護者とのやり取りを通して家庭での様子や子どもの体調の変化などを共有しています。保育者間では、昼礼や申し送り表に加え、必ず口頭でも引き継ぎを行うことで、担任以外の保育者も子どもの様子を保護者へ伝えられる体制を整えています。保護者には、発表会や運動会などの行事を通して子どもの成長を感じてもらい、誕生日会や保育参観では日常の生活の様子を見ていただく機会を設けています。また、保育室前にはクラス目標や活動報告のドキュメンテーションを掲示し、園と家庭が一体となって子どもの育ちを支えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では、保護者からの相談に対して、担任だけでなく園長が子育て相談に応じるなど、園全体で連携して対応する体制を整えています。登降園時には、保護者の表情や様子に注意を払い、気になる変化が見られる際には声をかけ、必要に応じて面談の機会を設けています。面談時には個室を使用し、安心して話ができる環境を整えるなど、保護者が気兼ねなく相談できる雰囲気づくりを大切にしています。また、状況に応じて区役所や療育センターなどの専門機関と連携を図り、専門的な支援につなげる体制も整備しています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 園では、重要事項説明書に虐待防止に関する方針と対応方法を明記し、保護者へ周知しています。日々の保育では、登降園時や着替え、おむつ交換などの生活のあらゆる場面で、子どもの心身の状態を観察しています。小さな変化も見逃さないよう職員間で意識を共有しています。保育者は、毎月の不適切保育撲滅会議で虐待防止や人権擁護への理解を深め、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて自身の振り返りを継続的に実施しています。事務所には虐待発見時の対応手順を示したフローチャートを掲示し、迅速かつ的確な判断と連携ができる体制を整えています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 園では、保育実践の振り返りをクラスごとに行い、「子どもにとってどうだったか」という子ども中心の視点で日々の活動を検証しています。職員会議では、子どもの姿や配慮事項を共有し、園全体で保育の方向性を確認しています。保育者は年3回の自己評価を実施し、園長との面談を通じて今後の目標や必要な研修内容を整理しています。年度末には園全体の自己評価を行い、保護者アンケートや保育実践をもとに園の運営を振り返っています。その結果は運営委員会で報告し、議事録を保護者へ配信することで情報共有と透明性を確保し、継続的な保育の質向上に取り組んでいます。</p>	